

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	柴島浄水場外2か所水質計器整備修繕(その2)	09B:上下水道施設工事	東淀川区 守口市 枚方市	(株)マコト電気	2,046,000	令和2年10月2日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	
2	平野下水処理場汚泥溶融炉棟ケーキ移送ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	平野区	兵神装備(株)	8,360,000	令和2年10月2日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
3	C6・7-2号機多目的クレーン補修工事	09D:機械器具設置工事	住之江区	JFEプラントエンジ(株)	8,690,000	令和2年10月2日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
4	令和2年度大阪市中央卸売市場本場業務管理棟空調設備改修工事	05:給排水衛生冷暖房工事	福島区	新晃アトモス(株)	147,400,000	令和2年10月5日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
5	令和2年度大阪市中央卸売市場本場エレベーター補修工事	09A:昇降機設置工事	福島区	フジテック(株)	4,950,000	令和2年10月6日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
6	舞洲スラッジセンター脱水機汚泥供給ポンプ修繕	09D:機械器具設置工事	此花区	兵神装備(株)	6,699,000	令和2年10月6日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
7	平野下水処理場汚泥溶融炉監視制御設備修繕	09B:上下水道施設工事	平野区	(株)明電エンジニアリング	67,100,000	令和2年10月7日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
8	大阪市立北区民センター昇降機設備修繕	09A:昇降機設置工事	北区	東芝エレベータ(株)	26,400,000	令和2年10月9日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
9	安土町地下駐車場で1ガス系消火設備修繕	09E:消防施設工事	中央区	能美防災(株)	35,200,000	令和2年10月12日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
10	平野下水処理場汚泥溶融炉設備整備工事(その2)	09D:機械器具設置工事	平野区	日揮(株)	198,000,000	令和2年10月13日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
11	令和2年度大阪市中央卸売市場本場業務管理棟空調設備改修工事(その2)	05:給排水衛生冷暖房工事	福島区	クボタ空調(株)	30,800,000	令和2年10月15日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
12	大淀配水場外2か所配水ポンプ外整備修繕	09B:上下水道施設工事	北区 住之江区 東淀川区	クボタ機工(株)	40,480,000	令和2年10月15日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	
13	本町地下駐車場で1駐車機械装置修繕	09D:機械器具設置工事	西区 中央区	日本コンベヤ(株)	38,214,000	令和2年10月16日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
14	長居公園(花と緑と自然の情報センター)ガス吸収式冷温水機修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	東住吉区	パナソニック産機システムズ(株)	12,056,000	令和2年10月19日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
15	東横堀川水門閘門施設油圧ユニット更新等工事	09D:機械器具設置工事	中央区	(株)IHIインフラ建設	170,500,000	令和2年10月19日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
16	阿倍野防災センター起震機修繕	09D:機械器具設置 工事	阿倍野区	ソリューション(株)	3,201,000	令和2年10月20日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
17	庭窪浄水場高度浄水処理棟監視制御用 無停電電源装置修繕	09B:上下水道施設 工事	守口市	(株)日立産機テクノ サービス	2,090,000	令和2年10月21日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	
18	巽配水場外1か所配水ポンプ外整備修 繕	09B:上下水道施設 工事	生野区 住之江区	(株)日立インダストリ アルプロダクツ	33,000,000	令和2年10月22日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	
19	今福下水処理場外1か所監視制御設備 外機能追加工事	09B:上下水道施設 工事	城東区 都島区	東芝インフラシステム ズ(株)	597,300,000	令和2年10月23日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
20	舞洲スラッジセンター遠心脱水機設備修 繕	09D:機械器具設置 工事	此花区	巴工業(株)	52,800,000	令和2年10月23日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
21	阿倍野区民センター大ホール移動観覧 席修繕	09D:機械器具設置 工事	阿倍野区	コクヨマーケティング (株)	13,277,000	令和2年10月26日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
22	令和2年度 此花下水処理場外1か所現 場操作盤外電気設備修繕	09B:上下水道施設 工事	此花区 西淀川区	(株)日立産機テクノ サービス	5,500,000	令和2年10月29日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
23	柴島浄水場配水管管理設備整備修繕	09B:上下水道施設 工事	東淀川区	横河ソリューション サービス(株)	6,380,000	令和2年10月29日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	
24	豊野浄水場高度浄水処理棟無停電電源 装置整備修繕	09B:上下水道施設 工事	寝屋川市	(株)明電エンジニアリ ング	2,695,000	令和2年11月4日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	
25	城東配水場配水ポンプ用電動機整備修 繕	09B:上下水道施設 工事	鶴見区	メタウォーター(株)	30,800,000	令和2年11月6日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	
26	淀川消防署ほか2か所自家給油装置改 修工事	05:給排水衛生冷暖 房工事	淀川 東淀川 鶴見	(株)タツノ	3,282,400	令和2年11月9日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
27	咲洲配水場外1か所排風機外整備修繕	09B:上下水道施設 工事	住之江区 東淀川区	(株)荏原製作所	15,950,000	令和2年11月9日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	
28	令和2年度舞洲スラッジセンター各種ク レーン設備修繕	09D:機械器具設置 工事	此花区	(株)日立プラントメカ ニクス	18,150,000	令和2年11月9日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
29	大阪市中心卸売市場東部市場加工食料 品売場棟エレベーター設備補修工事	09A:昇降機設置工 事	東住吉区	フジテック(株)	1,430,000	令和2年11月11日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
30	庭窪浄水場高度浄水処理棟コントロール センタ修繕	09B:上下水道施設 工事	守口市	(株)日立産機テクノ サービス	2,750,000	令和2年11月13日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
31	西部環境事業センターほか2か所真空式温水ヒーター修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	大正 東淀川 平野	昭和鉄工(株)	4,015,000	令和2年11月16日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
32	城北抽水所雨水ポンプ用ディーゼル機関改良工事	09B:上下水道施設工事	都島区	ダイハツディーゼル(株)	66,000,000	令和2年11月16日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
33	大淀配水場配水ポンプ用電動機整備修繕	09B:上下水道施設工事	北区	(株)明電エンジニアリング	14,630,000	令和2年11月16日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	
34	令和2年度 舞洲スラッジセンター汚泥溶融炉施設整備工事(その2)	09B:上下水道施設工事	此花区	月島機械・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体	479,600,000	令和2年11月17日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
35	大阪市中心卸売市場本場市場東棟16号エレベーター修繕	09A:昇降機設置工事	福島区	フジテック(株)	4,180,000	令和2年11月18日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
36	豊野浄水場オゾン設備整備修繕(その1)	09B:上下水道施設工事	寝屋川市	三菱電機プラントエンジニアリング(株)	80,300,000	令和2年11月18日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	
37	豊野浄水場オゾン設備整備修繕(その2)	09B:上下水道施設工事	寝屋川市	(株)前澤エンジニアリングサービス	29,700,000	令和2年11月18日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	
38	最適先端処理技術実験施設整備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区	理水化学(株)	20,350,000	令和2年11月18日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	
39	庭窪浄水場排水処理設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	守口市	月島テクノメンテサービス(株)	103,400,000	令和2年11月18日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	
40	旭区民センター大ホール舞台吊物設備修繕	09D:機械器具設置工事	旭区	(株)サンケンエンジニアリング	7,296,300	令和2年11月19日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
41	柴島浄水場第4凝集沈澱池緩速攪拌設備外整備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区	住友重機械エンバイロメント(株)	53,900,000	令和2年11月20日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	
42	市内一円情報板改修工事	10:電気通信工事	西淀川 淀川 東淀川 旭 港 西成 大正	星和電機(株)	90,750,000	令和2年11月20日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
43	庭窪浄水場1系凝集沈でん池スラッジ掻寄設備修繕	09B:上下水道施設工事	守口市	住友重機械エンバイロメント(株)	4,840,000	令和2年11月24日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	
44	海老江下水処理場外1か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	福島区 此花区 西淀川区	三菱電機(株)	132,000,000	令和2年11月25日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
45	令和2年度水質テレメータ改良に伴う既設水質情報システム改造その他工事	09B:上下水道施設工事	東淀川区外	三菱電機(株)	43,120,000	令和2年11月25日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
46	瓜破斎場自動扉開閉装置修繕	14L:建具工事	平野区	ナブコドア(株)	8,437,000	令和2年11月26日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
47	大阪市西区役所吸収冷温水機(保健福祉センター系統)修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	西区	川重冷熱工業(株)	2,145,000	令和2年11月27日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
48	令和2年度大阪市中央卸売市場本場市場西棟熱源設備補修工事	05:給排水衛生冷暖房工事	福島区	川重冷熱工業(株)	9,240,000	令和2年11月27日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
49	令和2年度 南港第2抽水所外1か所現場操作盤外電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	住之江区	東芝インフラシステムズ(株)	9,790,000	令和2年11月27日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
50	大阪市役所本庁舎熱源機器整備修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	北区	荏原冷熱システム(株)	23,716,000	令和2年11月30日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
51	中部環境事業センター出張所換気設備修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	浪速区	テラル(株)	7,480,000	令和2年11月30日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
52	東四条抽水所外1か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	西成区	メタウォーター(株)	8,800,000	令和2年11月30日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
53	道頓堀川水門電動弁用開閉機修繕	09D:機械器具設置工事	浪速区	日本ギア工業(株)	7,315,000	令和2年11月30日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
54	令和2年度 十八条下水処理場外1か所現場操作盤外電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	淀川区 西淀川区	東芝インフラシステムズ(株)	12,100,000	令和2年12月1日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
55	庭窪浄水場高度浄水処理棟空気圧縮機修繕	09B:上下水道施設工事	守口市	東芝インフラシステムズ(株)	6,710,000	令和2年12月1日	地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2号	K6	
56	大阪市役所本庁舎地下駐車場入出庫制御設備修繕	10:電気通信工事	北区	アマノ(株)	6,380,000	令和2年12月1日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
57	柴島浄水場計装用空気源設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区	(株)日立産機システム	7,590,000	令和2年12月4日	地方公営企業法施行令 第21条の14第1項第2号	K6	
58	中部環境事業センター出張所給水圧送ポンプ設備ほか修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	浪速区	(株)荏原製作所	7,150,000	令和2年12月9日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
59	平野市町抽水所外3か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	平野区 城東区	(株)明電舎	536,800,000	令和2年12月9日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
60	大阪市中央卸売市場東部市場中央監視設備修繕	04:電気工事	東住吉区	アズビル(株)	4,235,000	令和2年12月10日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
61	豊野浄水場酸注入設備修繕	09B:上下水道施設 工事	寝屋川市	日立造船(株)	8,800,000	令和2年12月10日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	
62	天王寺動物園 動物病院他1箇所空調 機器修繕	05:給排水衛生冷暖 房工事	天王寺区	城陽ダイキン空調(株)	3,245,000	令和2年12月11日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
63	市岡下水処理場外6か所監視制御設備 外機能追加工事	09B:上下水道施設 工事	港区 中央区 城東 区 此花区	(株)日立製作所	399,300,000	令和2年12月11日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
64	令和2年度大阪市中心卸売市場本場塵 芥処理設備補修工事	09D:機械器具設置 工事	福島区	新明和工業(株)	8,030,000	令和2年12月18日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
65	令和2年度 舞洲スラッジセンター自家発 電設備外電気設備修繕	09B:上下水道施設 工事	此花区	(株)明電エンジニアリ ング	2,915,000	令和2年12月22日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
66	北区役所非常用発電機スタータ取替修 繕	04:電気工事	北区	(株)カワサキマシンシ ステムズ	1,320,000	令和2年12月23日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
67	大阪市役所本庁舎自動制御設備修繕	05:給排水衛生冷暖 房工事	北区	アズビル(株)	8,118,000	令和2年12月23日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
68	庭窪浄水場取送水ポンプ場直流電源装 置整備修繕	09B:上下水道施設 工事	守口市	昭和電工マテリアルズ (株)	2,860,000	令和2年12月23日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	
69	大阪市中心卸売市場東部市場仲卸売場 棟エレベーター設備修繕その2	09A:昇降機設置工 事	東住吉区	三菱電機ビルテクノ サービス(株)	4,499,000	令和2年12月24日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
70	生野区役所庁舎昇降機設備修繕	09A:昇降機設置工 事	生野区	日本オーチス・エレ ベータ(株)	2,368,300	令和2年12月25日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
71	柴島浄水場スラッジ監視制御設備用無 停電電源装置整備修繕	09B:上下水道施設 工事	東淀川区	メタウォーター(株)	6,820,000	令和2年12月25日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場外2か所水質計器整備修繕（その2）

2 契約の相手方

（株）マコト電気

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場、庭窪浄水場及び楠葉取水場に設置している水質計器（UV計）の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該水質計器は、（株）堀場製作所が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により機器の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の機器に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、機器に障害が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

なお、（株）堀場製作所の当該修繕業務は、（株）堀場アドバンスドテクノに事業継承されており、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが可能な業者は（株）堀場アドバンスドテクノより当該水質計器の修繕業務を移管されている（株）マコト電気のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

- 1 案件名称 平野下水処理場汚泥溶融炉棟ケーキ移送ポンプ修繕
- 2 契約の相手方 兵神装備（株）
- 3 随意契約理由

今回修繕する平野下水処理場汚泥溶融炉棟ケーキ移送ポンプは汚泥受入槽切出機より排出された汚泥ケーキを乾燥工程に移送するための設備であるが、経年劣化によるステータ等の構成部品の損傷により必要な移送量を確保することができず、運転に支障をきたしているので修繕するものである。

本設備は兵神装備（株）が設計製作したもので、修繕における分解や組付け調整には製作会社独自の技術を必要とし、本設備を構成する各装置や部品は、他社からは調達できない。また、修繕にあたってはケーキ移送ポンプの構造を十分に熟知し、製作当初の設計に基づいて行う必要があることや、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。
- 4 根拠法令 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
- 5 担当部署 建設局南部方面管理事務所設備課
(電話番号 06-6686-5123)

随意契約理由書

1. 案件名称

C6・7-2号機多目的クレーン補修工事

2. 契約の相手方

JFEプラントエンジニア (株)

3. 随意契約理由

本工事の対象クレーンは、住之江区南港中7丁目（C6・7岸壁）に設置されたコンテナ等の重量物積み下ろしに使用しているものであり、本工事はそのクレーンの補修を行うものである。

工事に際しては、クレーンの特異性等から、クレーンの構造・安全装置・設計基準等を定めたクレーン等安全規則およびクレーン製造規格に基づき施工する必要があり、高い安全性が求められる。また、製造時において、発注者の仕様を反映し、製造者が個々に設計・製作するため、製造者でなければ部材・機械装置・電気装置・制御装置の構造、仕様、相関関係がわからず、クレーン本体構造および各装置に悪影響をおよぼす恐れがある。

よって、製造者だけがクレーンの本体構造およびシステム全体を把握した上で、安全性を確保した部材の交換、また、部材を交換することにより影響を受ける箇所の点検および調整等を的確に行えるものであり、責任の一元化にもつながる。

以上のことから、本工事を実施可能な業者は、当該クレーンを製造した上記業者のみである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

港湾局計画整備部設備課(機械)

電話番号 06-6552-0057

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度大阪市中央卸売市場本場業務管理棟空調設備改修工事

2 契約の相手方

新晃アトモス(株)

3 特名理由

本工事は、業務管理棟に設置している空調設備の改修工事を行うものである。

本工事対象設備は、新晃工業(株)が製作したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

よって、当該設備の構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と責任施工の一元化を図ることができるのは、新晃工業(株)から保守及び維持管理にかかる業務を移管されている新晃アトモス(株)のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当(電話番号 06-6469-7969)

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度大阪市中央卸売市場本場エレベーター補修工事

2 契約の相手方

フジテック (株)

3 随意契約理由

本工事は、本設計図書に基づき、場内エレベーターの補修および試運転調整を行なうものである。

本工事対象エレベーターは、フジテック (株) が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に、純正部品が必要であり、専門技術及び知識が不可欠である。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのはフジテック (株) のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当 (電話番号 06-6469-7966)

随意契約理由書

1 修繕名称:

舞洲スラッジセンター脱水機汚泥供給ポンプ修繕

2 契約相手方:

兵神装備㈱

3 随意契約理由:

今回、修繕を実施する脱水機汚泥供給ポンプ設備は、舞洲スラッジセンターに設置している遠心脱水機に汚泥を供給するための設備であり、回転部分等が長時間の運転により、摩耗・損傷しているため修繕を行うものである。

本設備は、兵神装備㈱が設計及び製作したものであり、取替部品は同社のみが製作しており他社では製作していない。また、取替えにあたっては同社のみが保有するシステム構成を熟知するとともに調整の技術が必要であり、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、製作会社である兵神装備㈱に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令:

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署:

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター

(電話番号:06-6460-2830)

随意契約理由書

7

1 案件名称

平野下水処理場汚泥溶融炉監視制御設備修繕

2 契約の相手方

(株) 明電エンジニアリング

3 随意契約理由

今回修繕する平野下水処理場汚泥溶融炉監視制御設備は、汚泥溶融炉施設の運転監視制御に重要な役割を持つ設備であるが、各機器の経年劣化が著しいため、老朽化した部品を取り替え修繕するものである。

本設備は、(株) 明電舎が設計製作したもので、修繕に当たっては製作当初の設計に基づき既設回路との整合を保てるよう部品の取り替えを行い、設備の性能を継続維持させなければならず、取替部品の選定も他社で行うことができない。

また、当該設備に係る図面・計算書等の情報は製作会社固有の技術的財産として保護されていることに加え、製造物責任の所在を明確にする観点から他社に本修繕を行わせることは不可能であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社からアフターサービス業務を移管されている上記業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局南部方面管理事務所設備課 (電話番号 06-6686-5123)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立北区民センター昇降機設備修繕

2 契約の相手方

東芝エレベータ(株)

3 随意契約理由

本修繕は、大阪市立北区民センターに設置している老朽化の著しい東芝エレベータ(株)製の昇降機設備を修繕するものである。

本修繕は、部品供給に支障なく、定期的な点検結果においても良好な状態を維持している乗場機器(乗場ドア、三方枠等)を存置・活用することにより、修繕コストの縮減に努めるとともに、工期短縮が図られ、施設利用者への影響を最小限に抑えることのできる工法を採用する。

昇降機設備の部品の形状や規格等は各社異なることから、製造事業者以外が施工するとなれば、活用する乗場機器との機器連動の不具合等が生じる恐れがあり、昇降機設備の性格上、即重大事故につながる懸念される。

こうしたことから、本修繕は、本設備の製造事業者である東芝エレベータ(株)しか実施し得ないと判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するものであることから、東芝エレベータ(株)と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

北区役所地域課(電話番号 06-6313-9948)

随意契約理由書

1 案件名称

安土町地下駐車場外1ガス系消火設備修繕

2 契約の相手方

能美防災(株)

3 随意契約理由

本修繕は、安土町地下駐車場及び谷町筋地下駐車場に設置しているガス系消火設備の窒素ガス消火設備の部品取替え及び交換後試運転調整を行うものである。

本消火設備は、能美防災(株)が設計製作・施工したものであり、部品交換及び試験調整により機器の動作確認、機能保証を行うためには、既設システムとの整合性が必要であるとともに、機器の構造、規格及び機器構成に精通していることが不可欠であり、他社の部品では互換性が無く装置本体に取り付けることは出来ず、当初の性能を発揮することは出来ない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕が実施できる業者は上記業者のみであり、随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課(道路公園設備担当) (電話 06-6615-7887)

随意契約理由書

1 工事名称 平野下水処理場汚泥溶融炉設備整備工事（その2）

2 契約の相手方 日揮（株）

3 随意契約理由

平野下水処理場汚泥溶融炉設備は、下水処理過程で発生する汚泥を溶融処理(スラグ化)し汚泥減量するための設備である。

本工事は、汚泥ケーキ乾燥機や溶融炉等の構成機器が劣化・損傷し汚泥処理に支障をきたしているので汚泥溶融炉設備の安定した性能維持のため必要となる整備を行うものである。

本設備は日揮（株）の独自技術により設計施工したものであり、その技術及び特許権などは上記業者が有している。本工事にあたっては当該設備の構造及び性能の特質等を熟知した上で行わなければならない、また本汚泥溶融炉設備を施工した上記業者以外は、整備工事施工後の一貫した責任を持ち性能について保証することが困難である。以上のことから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所設備課（電話番号 06-6686-5123）

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度大阪市中央卸売市場本場業務管理棟空調設備改修工事（その2）

2 契約の相手方

クボタ空調(株)

3 特名理由

本工事は、業務管理棟に設置している空調設備の改修工事を行うものである。

本工事対象設備は、クボタ空調(株)が製作したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

よって、当該設備の構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と責任施工の一元化を図ることができるのは、クボタ空調(株)のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当（電話番号 06-6469-7969）

随意契約理由書

1 案件名称

大淀配水場外2か所配水ポンプ外整備修繕

2 契約の相手方

クボタ機工(株)

3 随意契約理由

本修繕は、大淀配水場に設置している配水ポンプ、咲洲配水場に設置している配水ポンプ並びに東淀川浄水場に設置している取水ポンプの整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該ポンプ設備は、(株)クボタが独自に設計・施工したものであり、部品交換や試験調整による機器の動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因がポンプ固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本整備修繕を実施することのできる業者は(株)クボタより修繕業務を移管されているクボタ機工(株)のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター(電話番号06-6815-2402)

随意契約理由書

1 案件名称

本町地下駐車場外1駐車機械装置修繕

2 契約の相手方

日本コンベヤ(株)

3 随意契約理由

機械式駐車場である本町地下駐車場および谷町筋地下駐車場の駐車機械装置は、駐車場を運営する上で必要不可欠な設備である。

本修繕は、駐車機械装置の性能を長期にわたり良好な状態に維持するとともに、利用車両の安全性や円滑な入出庫を保持するため、耐用年数に達した定期交換部品や消耗性部品、経年による劣化部品の取替等を含めて行うものである。

本装置は日立造船(株)の独自技術により設計、製作されたもので、装置を構成する機器や部品は他社から調達できない。また、本装置の修繕にあたっては、製作当初の設計に基づいて行い、従前と同等の性能を発揮させる必要があり、装置の構造や各種部品の仕様、構成等を十分に熟知していることが必要不可欠となる。

なお、日立造船(株)の駐車場事業は平成18年に日本コンベヤ(株)と事業統合し、エヌエイチパーキングシステムズ(株)に事業継承され、平成30年にエヌエイチパーキングシステムズ(株)は日本コンベヤ(株)に吸収合併されている。

以上のことから、本修繕が実施できる業者は上記業者のみであり、随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課(道路公園設備担当) (電話 06-6615-7887)

随意契約理由書

1 案件名称

長居公園（花と緑と自然の情報センター）ガス吸収式冷温水機修繕

2 契約の相手方

パナソニック産機システムズ(株)

3 随意契約理由

本修繕は、長居公園内の花と緑と自然の情報センターに設置されているガス吸収式冷温水機の性能を長期にわたり良好な状態に維持するために、耐用年数に達した定期交換部品や消耗性部品、経年による劣化部品の取替及び試運転調整等を行うものである。

ガス吸収式冷温水機は、製造者である(株)三洋電機が独自の技術により設計・製作されており、部品の取替にあたっては、当該ガス吸収式冷温水機の構造・規格及び機器構成に精通していることが不可欠であり、また、一般の方が利用する施設に設置したガス吸収式冷温水機であり、高い安全性の確保及び不具合が生じた場合の責任の一元化を図る必要がある。

以上のことより、三洋電機(株)より空調設備のサービス事業（保守、修理および改修事業）を譲渡された三洋電機産機システム(株)から社名変更を行ったパナソニック産機システムズ(株)だけが、本件の施工能力を満たす唯一の業者であり、上記業者と随意契約を依頼する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（電話 06-6615-7887）

15

随意契約理由書

1 工事名称

東横堀川水門閘門施設油圧ユニット更新等工事

2 契約の相手方

(株) I H I インフラ建設

3 随意契約理由

東横堀川水門は、大雨や高潮による水位上昇時に洪水から市街地を守る「治水機能」、潮の干満等によって変動する河川水位を一定に制御し、船舶の安全な航行を可能とする「閘門機能」、道頓堀川水門との連携による東横堀川及び道頓堀川の「水質浄化機能」を備えた水門施設である。

今回更新工事は、当該水門における「ラジアルゲート及びマイターゲート駆動用油圧ユニット」並びに「マイターゲート駆動用油圧シリンダー」の経年劣化により、開閉動作時の異音、作動油の漏油等の不具合が判明し、現状のままではゲート操作に支障をきたし、水門施設の機能不全が懸念されることから、その予防保全を目的として行うものである。

本工事は、油圧装置の主要構成機器等を更新するものであるが、当該水門は(株)栗本鐵工所の独自技術により設計・製作された設備であり、水門を構成する各装置や機器・部品は、他社から調達することができない。また工事にあたっては、水門の構造を十分に熟知し、製作当初の設計に基づいて行う必要があり、工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

なお、同社の水門事業は平成22年に(株)I H I インフラシステムに譲渡され、さらに水門メンテナンス事業は(株)I H I インフラシステムから上記業者に業務移管されていることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課 (道路公園設備担当) (電話 06-6615-7887)

随意契約理由書

1 案件名称

阿倍野防災センター起震機修繕

2 契約の相手方

ソリューション(株)

3 随意契約理由

本修繕は、阿倍野防災センターの起震機の修繕で、部品の経年劣化等により、起震機に不具合が生じ修繕する必要がある。

当該起震機は、上記業者が独自に設計、製作したものであり、その構成部品も自社専用の部品等で構成されている。

本修繕を行うためには、製品の構造、分解及び組立手順、調整方法等の知識や技術を必要とし、製造メーカーである上記業者は修理を行うために必要な独自の知識や技術を保有しており、修繕を行うことのできる唯一の業者である。

また、製造物責任の所在を明確にし、修繕後の一貫した責任と性能保証を持たせる必要がある。

以上のことから、上記業者と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局予防部予防課 (電話番号 06-4393-6332)

随意契約理由書

1 案件名称

庭窪浄水場高度浄水処理棟監視制御用無停電電源装置修繕

2 契約の相手方

(株) 日立産機テクノサービス

3 随意契約理由

本修繕は、庭窪浄水場高度浄水処理棟に設置している監視制御用無停電電源装置の修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該装置は、(株) 日立製作所が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が装置固有の問題なのか、本修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本修繕を実施することのできる業者は(株) 日立製作所より修繕業務を移管されている(株) 日立産機テクノサービスのみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部庭窪浄水場 (電話番号06-6907-4473)

随意契約理由書

1 案件名称

異配水場外1か所配水ポンプ外整備修繕

2 契約の相手方

㈱日立インダストリアルプロダクツ

3 随意契約理由

本整備修繕は、異配水場に設置している配水ポンプ及び咲洲配水場に設置している配水ポンプ用電動機の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該ポンプ及び電動機は、(株)日立製作所が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因がポンプ及び電動機固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本整備修繕を実施することのできる業者は、(株)日立製作所より修繕業務を移管されている(株)日立インダストリアルプロダクツのみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

19

- 1 工事名称：今福下水処理場外1か所監視制御設備外機能追加工事
- 2 契約相手方：東芝インフラシステムズ（株）
- 3 随意契約理由： 本工事は、今福下水処理場外1か所における運転監視及び自動制御をするための既設監視制御設備等に操作回路、制御回路、監視信号項目等のソフトウェア及び、別途関連工事に伴い必要となる機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する既設監視制御設備等は、東芝インフラシステムズ（株）が設計・製作・施工したもので、操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。

さらに、施工をする際には既設監視制御設備等の機能を保証させながら段階的に切替施工を行う必要があり、切替施工時に都度、既設監視制御設備等に操作・制御回路及び信号項目の変更・追加並びに操作条件の設定変更などを行っていく必要がある。

よって、本工事は新設設備部分及び既設設備部分等を使用しながら施工及び機能追加を行う必要があり、既設設備施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設設備施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本工事を施工できるのは、東芝インフラシステムズ（株）のみである。
- 4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号
- 5 担当部署：建設局下水道部設備課（電話番号 06-6615-7892）

随意契約理由書

1 修繕名称：舞洲スラッジセンター遠心脱水機設備修繕

2 契約相手方：巴工業（株）

3 随意契約理由：

今回修繕を行う遠心脱水機は、舞洲スラッジセンターにて受泥する消化汚泥を脱水し、脱水ケーキにするための設備である。

今回の修繕は、汚泥中の夾雑物・砂等で損耗した箇所の整備修繕等を行うとともに、労働安全衛生規則により定められた年次点検・検査による整備を実施するものである。

本機器は巴工業（株）が設計製作したものであり、修繕には当該機器を熟知し、独自の技術を必要とすると共に、取替部品に当たっても他社では製作しておらず独自に設計したものが必要であり、特殊技術と経験を必要とする。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を保たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は巴工業（株）のみである。

4 根拠法令：

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署：

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター

（電話番号：06-6460-2830）

随意契約理由書

1 案件名称

阿倍野区民センター大ホール移動観覧席修繕

2 契約の相手方

コクヨマーケティング（株）

3 随意契約理由

阿倍野区民センター大ホールの移動観覧席設備については、コクヨエンジニアリング & テクノロジー（株）が製造・施工したもので、修繕にあたっては、製造者のみが有する当該設備の製造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠である。

また、当該修繕で施工する部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、当該業者以外に施工させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、本修繕を実施できるのは、コクヨエンジニアリング & テクノロジー（株）を吸収合併したコクヨ（株）より業務を移管されたコクヨマーケティング（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

阿倍野区役所市民協働課（市民協働）（電話番号：06-6622-9787）

随意契約理由書

1 修繕名称 令和2年度 此花下水処理場外1か所現場操作盤外電気設備修繕

2 契約相手方 (株)日立産機テクノサービス

3 随意契約理由

今回修繕する現場操作盤外電気設備は、此花下水処理場外1か所の日常運転における高い信頼性維持のため、機能が低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本設備は、(株)日立製作所が設計製作及び施工したもので、修繕に当たっては当初の設計に基づき、最も適切な試験、調整を実施するとともに、修繕に伴う当該機器の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行い、現場操作盤外電気設備としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社から本市へ納入している電気設備の修繕を移管されている(株)日立産機テクノサービスのみである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 建設局 北部方面管理事務所 設備課
(電話番号 06-6462-1519)

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場配水管理設備整備修繕

2 契約の相手方

横河ソリューションサービス (株)

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場に設置している配水管理設備の大画面表示装置とミニUPSの修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は横河電機 (株) が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により、設備の動作確認、機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては、責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

なお、横河電機 (株) は、保守点検部門について平成 25 年 1 月 22 日に横河フィールドエンジニアリングサービス (株) に分割継承され、社名を横河ソリューションサービス (株) に社名変更されており、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが可能な業者は、横河ソリューションサービス (株) のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター (電話番号 06-6815-2402)

随意契約理由書

1 案件名称

豊野浄水場高度浄水処理棟無停電電源装置整備修繕

2 契約の相手方

(株) 明電エンジニアリング

3 随意契約理由

本整備修繕は、豊野浄水場高度浄水処理棟に設置している無停電電源装置の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該装置は、(株) 明電舎が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害が発生した場合、その原因が装置固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本整備修繕を実施することのできる業者は、(株) 明電舎より修繕業務を移管されている(株) 明電エンジニアリングのみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

城東配水場配水ポンプ用電動機整備修繕

2 契約の相手方

メタウォーター（株）

3 随意契約理由

本整備修繕は、城東配水場に設置している配水ポンプ用電動機の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該電動機は、富士電機（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が電動機固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

なお、富士電機（株）は電動機設備に関する事業について、平成20年4月にメタウォーター（株）に事業継承されており、本整備修繕を実施することのできる業者はメタウォーター（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

淀川消防署ほか2か所自家給油装置改修工事

2 契約の相手方

(株) タツノ

3 随意契約理由

本件は、淀川消防署・東淀川消防署・鶴見消防署に設置の自家給油装置の改修工事を行うものである。

当該自家給油装置は、上記業者が独自に設計、製作したものであり、構成部品も自社の製品専用のもので、メンテナンスも自社で行っており、他メーカーは当該装置に関する分解・組立手順等の知識や技術を有していないため、上記業者が本業務を行うことのできる唯一の業者である。

また、製造物責任の所在を明確にし、改修工事後の責任と性能保証を持たせる必要がある。

よって、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局総務部施設課 (電話番号 06-4393-6166)

随意契約理由書

1 案件名称

咲洲配水場外1か所排風機外整備修繕

2 契約の相手方

(株) 荏原製作所

3 随意契約理由

本整備修繕は、咲洲配水場及び柴島浄水場立坑・シールド内に設置している排風機及び機械設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該排風機は、(株) 荏原製作所が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕の履行し、障害等が発生した場合、その原因が排風機及び機械設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本整備修繕を実施することのできる業者は、(株) 荏原製作所のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

- 1 修繕名称：令和2年度舞洲スラッジセンター各種クレーン設備修繕
- 2 契約相手方：(株)日立プラントメカニクス

3 随意契約理由：

今回修繕する各種クレーン設備は、舞洲スラッジセンターの汚泥熔融炉設備で発生する脱水ケーキを搬送する設備である。これらのクレーン設備が停止すると熔融炉設備への汚泥供給ができなくなり、連続運転に支障をきたす恐れがあることから性能維持のために必要となる修繕を行うものである。

本各種クレーン設備は、(株)日立プラントテクノロジーが設計、製作したもので、修繕に当たっては、本設備の構造・特性を熟知し独自の専門的技術が必要であり、取替部品も他社では製造していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

なお、(株)日立プラントテクノロジーは(株)日立製作所に吸収合併されており、天井クレーン設備の全般業務については(株)日立プラントメカニクスに業務継承されているため、上記業者に随意契約を行うものである。

- 4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署：建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場東部市場加工食料品売場棟エレベーター設備補修工事

2 契約の相手方

フジテック (株)

3 随意契約理由

本工事は東部市場加工食料品売場棟エレベーター設備保守委託の点検結果に基づき、主ロープ、调速機ロープ、制御盤内インバーターユニット等の取替えを行うものである。

本工事対象のエレベーターは、フジテック (株) が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、かつ製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

よって、当該エレベーターの構造を熟知している製造者に工事を実施させることで、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者であるフジテック (株) と契約締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場東部市場設備担当 (電話番号 06-6756-3956)

随意契約理由書

1 案件名称

庭窪浄水場高度浄水処理棟コントロールセンタ修繕

2 契約の相手方

(株) 日立産機テクノサービス

3 随意契約理由

本修繕は、庭窪浄水場高度浄水処理棟に設置しているコントロールセンタの修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該コントロールセンタは、(株) 日立製作所が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因がコントロールセンタ固有の問題なのか、本修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本修繕を実施することのできる業者は、(株) 日立製作所より修繕業務を移管されている(株) 日立産機テクノサービスのみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部庭窪浄水場（電話番号06-6907-4473）

随意契約理由書

1 案件名称

西部環境事業センターほか2か所真空式温水ヒーター修繕

2 契約の相手方

昭和鉄工(株)

3 随意契約理由

西部環境事業センター設置の真空式温水ヒーターについてはマイコンほかの不良により、東北環境事業センター設置の真空式温水ヒーターについてはメインノズルほかの不良により、東南環境事業センター設置の真空式温水ヒーターについては抽気ポンプほかの不良により、起動ができない状態となっているため、修繕を行う必要がある。

本設備は、昭和鉄工(株)独自の技術により設計・製造されたものである。

本修繕については、製造者独自の技術による部品に加え、メーカー封印箇所部分もあり、本機器を製造した会社以外では整備技術面での対応が不可能であり、既存機器との密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障が生じる可能性があること、また修繕後の性能、作動状態、安全性(製造物責任)に対して保証ができないことから、本修繕に対して一貫して責任を持たせることができる業者である昭和鉄工(株)と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 (電話番号06-6630-3375)

随意契約理由書

1 工事名称

城北抽水所雨水ポンプ用ディーゼル機関改良工事

2 契約相手方

ダイハツディーゼル (株)

3 随意契約理由

本工事は、城北抽水所に設置している雨水ポンプ用ディーゼル機関の主要部品の取替を行うものである。点検においてクランクピンメタルの著しい摩耗が発見されたため、各種構成部品の取替を行い、信頼性および機能性の回復を行うものである。

本機関は、ダイハツディーゼル (株) が設計・製作・据付したもので、改良にあたっては製作当初の設計に基づき既設設備に適合する部品の選定を行うとともに、製作時と同一の手法を用いて機器の分解、部品の取替及び組み立てを行い、プラント設備としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその工事を施工させることは不可能であり、かつ、工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本工事を施工できる業者は、製作会社のダイハツディーゼル (株) のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (電話番号06-6969-5847)

随意契約理由書

1 案件名称

大淀配水場配水ポンプ用電動機整備修繕

2 契約の相手方

(株) 明電エンジニアリング

3 随意契約理由

本整備修繕は、大淀配水場に設置している配水ポンプ用電動機の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該電動機は、明電舎(株)が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕の履行し、障害等が発生した場合、その原因が電動機固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本整備修繕を実施することのできる業者は、明電舎(株)より修繕業務を移管されている(株)明電エンジニアリングのみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター(電話番号06-6815-2402)

随意契約理由書

1 工事名称 令和2年度 舞洲スラッジセンター汚泥溶融炉施設整備工事(その2)

2 契約相手方 月島機械・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体

3 随意契約理由

今回整備工事をおこなう汚泥溶融炉施設は、舞洲スラッジセンターの汚泥脱水設備で発生する脱水ケーキを溶融処理する施設であり、定期整備を行い今後の安全運転を期するものである。

本施設は、汚泥溶融施設として、わが国最大級の規模であり、かつ、高度に複雑なシステムを必要とするため、施設の建設に当たっては、機械・電気設備一体の技術をもって建設されたものである。今回の整備工事の対象となる施設は、月島機械・日本碍子・東芝特定建設共同企業体が設計製作及び施工したもので、溶融炉本体と多くの補機類で構成され、お互いに複雑にシステム化されて稼動するものであるが、施設を安全かつ効率的に運用するためには、プラント設備全体の有機的な連携が特に必要である。

したがって、これらを整備するためには、共同企業体のみが保有するプラント設計の考え方を十分に反映させることが不可欠であり、実施にあたっては共同企業体を構成する各企業間での技術的な連携が必須条件となっている。さらには、主要部品についても共同企業体のみで製作しており、特に溶融炉に使用する耐火材は特別に開発されたものである。また点検整備後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。今回契約先の共同企業体の構成員である「メタウォーター(株)」は日本碍子(株)、「東芝(東芝インフラシステムズ(株))」は(株)東芝の事業継承会社であり本件に必要な技術を有するものである。

以上のことから、本整備工事ができる業者は月島機械・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号：06-6460-2830)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場市場東棟 16 号エレベーター修繕

2 契約の相手方

フジテック (株)

3 随意契約理由

本修繕は、本場市場東棟に設置されているエレベーター (16 号機) のインバーターの取替え、並びに試運転調整を行うものである。

本修繕対象設備は、施工にあたって製造者以外では整備技術面の対応が不可能であると共に純正部品や製造業者の技術情報も不可欠で、その技術情報は当該設備の製造業者であるフジテック (株) のみが有している。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるフジテック (株) と随意契約を結ぶ。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当 (電話番号 06-6469-7966)

随意契約理由書

1 案件名称

豊野浄水場オゾン設備整備修繕（その1）

2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング（株）

3 随意契約理由

本整備修繕は、豊野浄水場高度浄水処理棟に設置している中オゾン設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、三菱電機（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本修繕を実施することのできる業者は、三菱電機（株）より修繕業務を移管されている三菱電機プラントエンジニアリング（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

豊野浄水場オゾン設備整備修繕（その2）

2 契約の相手方

（株）前澤エンジニアリングサービス

3 随意契約理由

本整備修繕は、豊野浄水場高度浄水処理棟に設置している後オゾン設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、前澤工業（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本修繕を実施することのできる業者は、前澤工業（株）より修繕業務を移管されている（株）前澤エンジニアリングサービスのみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

最適先端処理技術実験施設整備修繕

2 契約の相手方

理水化学㈱

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場内にある最適先端処理技術実験施設に設置しているプラント設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、理水化学㈱が独自に設計、製作したものであり、整備修繕に際しては総合的な実験施設のシステム及び各機器・装置の構造、構成及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要となる。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、機器に障害が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

以上のことから、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが出来るのは、理水化学㈱が唯一の業者である。

よって、上記業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

5 担当部署

水道局工務部柴島浄水場（電話番号06-6815-2356）

随意契約理由書

1 案件名称

庭窪浄水場排水処理設備整備修繕

2 契約の相手方

月島テクノメンテサービス (株)

3 随意契約理由

本整備修繕は、庭窪浄水場に設置している排水処理設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該排水処理設備は、月島機械 (株) が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本整備修繕を実施することのできる業者は、月島機械 (株) より修繕業務を移管されている月島テクノメンテサービス (株) のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター (電話番号06-6815-2403)

随意契約理由書

1 案件名称

旭区民センター大ホール舞台吊物設備修繕

2 契約の相手方

(株) サンケン・エンジニアリング

3 随意契約理由

本修繕は、旭区民センター大ホール舞台吊物設備の荷重支持ならびに上下動作を担うワイヤーロープ及び駆動用Vベルト他関連部品の交換及び調整作業を行うものである。

舞台吊物設備の点検において消耗部材であるロープ及び駆動用Vベルト等の劣化が進行しているとの指摘を受けており、ロープ切断・滑落等による吊下物の落下が起こった場合、利用者の生命に関わる重大な事故につながる恐れがある。事故を未然に防ぎ、安全且つ快適な設備機能を提供するため当該修繕が必要である。

本業務の施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に、専門技術及び知識が必要不可欠である。同設備は、(株) サンケン・エンジニアリングが設計・製作・設置したものであり、当該設備は設備設計情報や制御プログラムが公開されていないため、他社が保守管理を行うことができない。

よって、動作の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのは、(株) サンケン・エンジニアリングのみである。以上のことから、上記業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

旭区役所 市民協働課 (電話番号06-6957-9743)

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場第4凝集沈澱池緩速攪拌設備外整備修繕

2 契約の相手方

住友重機械エンバイロメント（株）

3 随意契約理由

本整備修繕は、柴島浄水場に設置している第4凝集沈澱池緩速攪拌設備外の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、住友重機械工業（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

なお、住友重機械工業（株）は水環境事業部の上下水処理施設に関わる事業について、平成19年1月1日に住友重機械エンバイロメント（株）に事業継承されており、本整備修繕を実施することのできる業者は、住友重機械エンバイロメント（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 工事名称

市内一円情報板改修工事

2 契約の相手方

星和電機（株）

3 随意契約理由

本工事は、市内一円の情報板に強風注意の表示を各監視装置より遠隔で表示を可能にする改修である。

本工事で改修する情報板は星和電機（株）が設計製作設置した装置であり、改修にあたっては既設設備の機能を保障させながら行う必要がある。さらに情報板の改修に必要なシステム全体の変更（機能追加・設定変更）を行うためには既設装置の製作者独自の技術が必要である。

また、既設装置製作者である星和電機（株）以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、本改修工事を施工できる唯一の業者である星和電機（株）と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（電話 06-6615-7261）

随意契約理由書

1 案件名称

庭窪浄水場 1 系凝集沈でん池スラッジ搔寄設備修繕

2 契約の相手方

住友重機械エンバイロメント（株）

3 随意契約理由

本整備修繕は、庭窪浄水場 1 系凝集沈でん池に設置しているスラッジ搔寄設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、住友重機械エンバイロメント（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本整備修繕を実施することのできる業者は、住友重機械エンバイロメント（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

5 担当部署

水道局工務部庭窪浄水場（維持設備）（電話番号 06-6907-4473）

随意契約理由書

1. 工 事 名 称： 海老江下水処理場外1か所監視制御設備外機能追加工事

2. 契約相手方： 三菱電機（株）

3. 随意契約理由：

本工事は、海老江下水処理場外1か所における別途関連工事に伴い必要となる監視制御機能等を既設監視制御設備等に機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する設備は、三菱電機（株）が独自の技術、ノウハウにより設計製作施工したもので、製作する機器は操作・制御回路が既設設備と密接に関連しており、一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保証させながら段階的な切替えが必要であり、切替えの都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更などの機能追加を行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら施工及び機能追加をさせるため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、三菱電機（株）のみである。

4. 根 拠 法 令： 地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5. 担 当 部 署： 建設局下水道部設備課（電話番号 06-6615-7895）

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度水質テレメータ改良に伴う既設水質情報システム改造その他工事

2 契約の相手方

三菱電機(株)

3 随意契約理由

本工事は、水質テレメータの改良及び配水場設備の改良に伴う柴島浄水場、水道局庁舎、市内各所の水質情報システム、配水情報システム及び大手前配水場運転操作設備の改造を行うものである。

これらの設備は、三菱電機(株)が独自に設計、製作した機器及びソフトウェアで構成されたもので、それらの改造は、設備の構成及び機能並びにソフトウェアプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とするため、既設製造業者である三菱電機(株)以外では改造を行うことができない。

また、既設製造業者以外が本改造工事を履行し、トラブルが生じた場合、その原因が設備固有の問題なのか、本改造工事によるものなのか、責任の所在が不明確になるため、既設製造業者に施工させ、施工後の機能について一貫した責任をもたせる必要がある。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設課 (電話番号 06-6616-5542)

随意契約理由書

1 案件名称

瓜破斎場自動扉開閉装置修繕

2 契約の相手方

ナブコドア（株）

3 随意契約理由

本件の自動扉開閉装置は、火葬炉への棺の搬入口となる部分に設置されているものである。

近年、老朽化に伴い開閉時の不具合が生じており、不具合の都度、保守点検契約の範囲内や別途修繕を実施して対応してきたが、エンジン駆動部等の型番が古いことから部品の在庫が少なく、手配に難航するケースが増加しているため、火葬の安定性確保のためエンジンやコントローラー等の更新を行うこととした。

当該装置は、ナブコドア（株）が瓜破斎場に設置するために独自の技術で開発したものであるため、部品調達や修繕等が行えるのはナブコドア（株）のみである。また、作業後の性能、作動状態及び耐用寿命等について、一貫した責任保証ができるのも同社であるため、ナブコドア（株）と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 事業管理課（斎場霊園）（電話番号 06-6630-3136）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市西区役所吸収冷温水機（保健福祉センター系統）修繕

2 契約の相手方

川重冷熱工業(株)

3 随意契約理由

本修繕は、大阪市西区役所7階に設置されている吸収冷温水機内部で真空漏れが発生し、排煙温度異常を検知したことにより、機器が機能停止した。今回、機能停止した機器は健診等の会場である保健福祉センター部分の機器であり、今後、冬季で気温低下する状況の中、来庁者の健康管理と市民サービスの観点から多大なる影響を及ぼすことにつながるため、修繕等を行うものである。

当該機器については、川重冷熱工業(株)が製造・施工したものであり、修繕にあたっては、製造者のみが有する、当該設備の構造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠である。

また、当該修繕で施工する部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、本修繕を実施できるのは、川重冷熱工業(株)のみであるため、同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

西区役所総務課（電話番号 06-6532-9938）

随意契約理由書

1 案件名称

令和2年度大阪市中央卸売市場本場市場西棟熱源設備補修工事

2 契約の相手方

川重冷熱工業㈱

3 随意契約理由

本工事は、市場西棟に設置している熱源設備（ガス吸収式冷温水発生器）RB-1の補修工事を行うものである。

当該機器については、すべて川重冷熱工業㈱が製造した製品であり、今回の補修工事を実施するにあたっては川重冷熱工業㈱を通じてのみ入手可能な純正部品、並びに機器に関する知識が必要である。

本工事は、集中冷暖房用熱源設備（ガス吸収式冷温水発生器）の部品を取り替えるものであるが、既設設備本体との調整が必要不可欠であり、設備全体の調整を行わなければ機能を維持することはできない。また、市場業務に影響を及ぼすことなく実施するとともに、当該設備について一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要性がある。

以上のことから、本工事が行える川重冷熱工業㈱を特名とし、随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当（電話番号 06-6469-7969）

随意契約理由書

- 1 案件名称 : 令和2年度 南港第2抽水所外1か所
現場操作盤外電気設備修繕
- 2 契約の相手方 : 東芝インフラシステムズ(株)
- 3 随意契約理由 : 今回修繕する南港第2抽水所外1か所現場操作盤外電気設備は、抽水所を安定稼働させるための重要な役割を持つ設備であるが、設備の高い信頼性を維持するため、ポリ塩化ビフェニル含有のおそれがある老朽化した構成部品を取替等修繕するものである。

本設備は東芝インフラシステムズ(株)が設計製作したもので、修繕にあたっては、製作会社としての技術と経験を必要とし、取替等作業に当たっては、当該設備を熟知する必要があり、製作会社としての総合的な技術が必要である。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があり他社にその修繕を行わせることはできない。

以上のことから本修繕ができる業者は製作会社である東芝インフラシステムズ(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6686-5123)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市役所本庁舎熱源機器整備修繕

2 契約の相手方

荏原冷熱システム（株）

3 随意契約理由

本修繕は、本庁舎の熱源機器の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。
本庁舎のターボ式冷凍機は、荏原冷熱システム（株）が設計・施工を行っており、メーカー独自の技術により設計・製作した会社以外では技術面の対応が不可能で、かつ修繕後の性能・作動状態等を保証することができないため、本修繕が行える荏原冷熱システム（株）を特名し、随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局行政部総務課庁舎管理グループ（電話番号 06-6208-8197）

随意契約理由書

1 案件名称

中部環境事業センター出張所換気設備修繕

2 契約の相手方

テラル (株)

3 随意契約理由

中部環境事業センター出張所における換気設備について給気用送風機等のインバータ故障による異常振動発生のため、軸受が破損し起動ができない状態となっている。

そのため、駐車場内に排気ガスが滞留し、一酸化炭素中毒の恐れが発生しやすい状態となっており、速やかに修繕をする必要がある。

本設備は、テラル(株)独自の技術により設計・製造されたものである。

本修繕については、製造者独自の技術による部品の交換に加え、駐車場内の適切な給気量調整が必要であるため、本設備の製造者以外では整備技術面での対応が不可能であり、既存機器との密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障が生じる可能性がある。

また、修繕後の性能、作動状態、安全性（製造物責任）に対して保証ができないことから、本修繕に対して一貫して責任を持たせることができる業者であるテラル(株)と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 (電話番号06-6630-3375)

随意契約理由書

1 工事名称： 東四条抽水所外1か所監視制御設備外機能追加工事

2 契約相手方： メタウォーター(株)

3 随意契約理由：

本工事は、東四条抽水所外1か所において、別途関連工事に伴い必要となる監視制御機能等を既設監視制御設備等に機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する設備は、メタウォーター(株)が設計製作施工したもので操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保証させながら段階的な切替えが必要であり、切替えの都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更などの機能追加を行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら施工及び機能追加をさせるため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、既設設備製作会社のみである。

以上のことから、本工事を実施できるのは、上記契約相手方のみである。

4 根拠法令： 地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署： 建設局下水道部設備課（電話番号 06-6615-7891）

随意契約理由書

1 修繕名称

道頓堀川水門電動弁用開閉機修繕

2 契約の相手方

日本ギア工業(株)

3 随意契約理由

道頓堀川水門は、大雨や高潮による水位上昇時に洪水から市街地を守る「治水機能」、潮の干満等によって変動する河川水位を一定に制御し、船舶の安全な航行を可能とする「開門機能」、東横堀川水門との連携による道頓堀川及び東横堀川の「水質浄化機能」を備えた水門施設である。

本修繕は、同水門の水位調整機能を担う構成機器のひとつである閘室充水及び排水電動弁用開閉機の主要部材（歯車等）が経年劣化により消耗していることが判明し、現状のままでは、水門施設の機能障害が懸念されるため、その予防保全を目的として行うものである。

本修繕は各電動弁用開閉機の消耗部品交換を含む分解整備を行なうものであるが、本機器は日本ギア工業(株)の独自技術により設計・製作されたものであり、構成部品については、他社から調達できない。また、修繕にあたっては当該機器の構造を十分に熟知し、製作当初の設計に基づいて行う必要があることや、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、上記業者と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（電話 06-6615-7887）

随意契約理由書

1 修繕名称 令和2年度 十八条下水処理場外1か所現場操作盤外電気設備修繕

2 契約相手方 東芝インフラシステムズ(株)

3 随意契約理由

今回修繕する十八条下水処理場外1か所現場操作盤外電気設備は十八条下水処理場外1か所の日常運転における高い信頼性維持のため、機能が低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本設備は、(株)東芝が設計製作及び施工したもので、修繕に当たっては当初の設計に基づき、最も適切な試験、調整を実施するとともに、修繕に伴う当該機器の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行い、受変電設備及び監視設備としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

なお、(株)東芝は、平成29年7月1日より吸収分割を行い、社内カンパニーであるインフラシステムソリューション社が営む事業である「水・環境システム事業部」「社会システム事業部」「電波システム事業部」「セキュリティ・自動化システム事業部」「鉄道システム事業部」「産業・自動車システム事業部」その他のインフラソリューション社に属する部門の権利義務を東芝電機サービス(株)に継承し、同日の平成29年7月1日で東芝インフラシステムズ(株)に社名変更を行っている。

以上のことから、本修繕ができる業者は、東芝インフラシステムズ(株)のみである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署: 建設局 北部方面管理事務所 設備課
(電話番号 06-6462-1519)

随意契約理由書

1 案件名称

庭窪浄水場高度浄水処理棟空気圧縮機修繕

2 契約の相手方

東芝インフラシステムズ (株)

3 随意契約理由

本整備修繕は、庭窪浄水場高度浄水処理棟に設置している空気圧縮機の修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該空気圧縮機を含むオゾン設備は、(株) 東芝が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

なお、(株) 東芝は保守メンテナンス事業について、平成29年7月1日に東芝インフラシステムズ (株) に事業継承されており、本修繕を実施することのできる業者は、東芝インフラシステムズ (株) のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部庭窪浄水場 (電話番号06-6907-4473)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市役所本庁舎地下駐車場入出庫制御設備修繕

2 契約の相手方

アマノ (株)

3 随意契約理由

本修繕は、大阪市役所本庁舎に設置している地下駐車場入出庫制御設備の修繕を行うものである。

本庁舎の地下駐車場入出庫制御設備は、アマノ (株) が設計・施工を行っており、メーカー独自の技術により設計・製作した会社以外では技術面の対応が不可能で、かつ修繕後の性能・作動状態等を保証することができないため。

以上のことから本修繕が行えるのはアマノ (株) のみであり、上記業者を特名とし、随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

総務局行政部総務課庁舎管理グループ (電話番号 06-6208-8197)

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場計装用空気源設備整備修繕

2 契約の相手方

(株) 日立産機システム

3 随意契約理由

本整備修繕は、柴島浄水場上系及び下系に設置している計装用空気源設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該機器は、(株) 日立産機システムが独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本整備修繕を実施することのできる業者は、(株) 日立産機システムのみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

中部環境事業センター出張所給水圧送ポンプ設備ほか修繕

2 契約の相手方

(株)荏原製作所

3 随意契約理由

本修繕は、中部環境事業センター出張所に設置の給水圧送ポンプ設備について、上水給水用及び空気調和機冷却水用ポンプ並びに上水給水用インバータ等の故障により正常に起動できない状態となっているため修繕が必要である。また工業用水（以下「工水」）用給水装置についても制御基板等の故障により工水加圧ポンプが正常に運転できない状態となっているため修繕が必要である。

当該設備は、(株)荏原製作所独自の技術により設計・製造されたものである。給水圧送ポンプ設備については、製造者が有する独自の技術によるポンプ2台並列運転3台ローテーション運転(推定末端圧力一定制御)を行っており、設備に適切な給水量調節が必要である。また、工水給水装置については制御基板が当該設備の主な構成部品で、製造者が有する独自の技術により設計・製作されたものであり、制御基板の詳細寸法や接続、制御関係は製造者のみが熟知している。

そのため、当該設備の製造者以外では整備技術面での対応が不可能であり、既存機器との密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障が生じる可能性がある。

また、修繕後の性能、作動状態、安全性（製造物責任）に対して保証ができないことから、本修繕に対して一貫して責任を持たせることができる業者は、(株)荏原製作所のみである。

以上のことから(株)荏原製作所と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 (電話番号06-6630-3375)

随意契約理由書

1 工事名称：平野市町抽水所外3か所監視制御設備外機能追加工事

2 契約相手方：(株)明電舎

3 随意契約理由：

本工事は、平野市町抽水所外3か所において、既設監視制御設備の老朽化に伴う更新及び別途関連工事に伴い必要となる監視制御機能等を既設監視制御設備等に機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する設備は、(株)明電舎が設計製作施工したもので操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保証させながら段階的な切替えが必要であり、切替えの都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更などの機能追加を行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら施工及び機能追加をさせるため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるので、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、既設設備製作会社のみである。

以上のことから、本工事を実施できるのは、上記契約相手方のみである。

4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署：建設局下水道部設備課（電話番号 06-6615-7891）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場東部市場中央監視設備修繕

2 契約の相手方

アズビル (株)

3 随意契約理由

本修繕は、中央監視設備の Ethernet スイッチ、UPS 本体、各種バッテリーの取替え及び調整を行うものである。

本中央監視設備の修繕の施工にあたって、製造者以外では整備技術面での対応が不可能であると共に純正部品や製造業者の技術情報も必要で、それらについては当該設備の製造業者であるアズビル (株) のみが有している。

また、本修繕で施工する部分は、既設部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、既存部分の使用等に関してトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど著しい支障が生じる恐れがある。

よって、当該設備の確実・安定した稼働を確保し、責任の一元化を図り、本修繕ができる唯一の業者であるアズビル (株) と契約締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場東部市場設備担当 (電話番号 06-6756-3956)

随意契約理由書

1 案件名称

豊野浄水場酸注入設備修繕

2 契約の相手方

日立造船（株）

3 随意契約理由

本修繕は、豊野浄水場に設置している酸注入設備の修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、アタカ大機（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本修繕を実施することのできる業者は、アタカ大機（株）より事業継承された日立造船（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場（電話番号072-825-4704）

随意契約理由書

1 修繕名称

天王寺動物園 動物病院他1箇所空調機器修繕

2 契約の相手方

城陽ダイキン空調(株)

3 随意契約理由

本修繕は、天王寺動物園動物病院及び調理場内を適温にするために設置された空調機器の修繕である。

現在、空調機器の故障により十分な空調機能を果たせていない状況であり、業務に適した環境の維持管理ができておらず。また、各部品等の交換時期にもなっていることから、修繕をする必要がある。

本設備はダイキン工業(株)が設計製作したものであり、取替部品も他社では製造していない。また、修繕後の一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があることから製作会社が指定する代理店である城陽ダイキン空調(株)に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

天王寺動物公園事務所(管理課)

(電話番号 06-6771-8404)

63

随意契約理由書

1 工事名称：市岡下水処理場外6か所監視制御設備外機能追加工事

2 契約相手方：（株）日立製作所

3 随意契約理由： 本工事は、市岡下水処理場外6か所における運転監視及び自動制御するための既設監視制御設備等に操作回路、制御回路、監視信号項目等のソフトウェア及び、別途関連工事に伴い必要となる機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する既設監視制御設備等は、（株）日立製作所が設計・製作・施工したもので、操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。

さらに、施工をする際には既設監視制御設備等の機能を保証させながら段階的に切替施工を行う必要があり、切替施工の都度、既設監視制御設備等に操作・制御回路及び信号項目の変更・追加並びに操作条件の設定変更などを行っていく必要がある。

よって、本工事は新設設備部分及び既設設備部分等を使用しながら施工及び機能追加を行う必要があり、既設設備施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設設備施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本工事を施工できるのは、（株）日立製作所のみである。

4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署：建設局下水道部設備課（電話番号 06-6615-7891）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

令和2年度大阪市中央卸売市場本場塵芥処理設備補修工事

2 契約の相手方

新明和工業(株)

3 随意契約理由

本工事は、市場内に設置の塵芥処理設備の補修工事を行うものである。

対象設備については、新明和工業(株)が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

また、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図る必要がある。

よって、本工事を施工できるのは、新明和工業(株)のみである。

以上のことから、上記業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当（電話番号 06-6469-7969）

随意契約理由書

1 修繕名称 令和2年度 舞洲スラッジセンター自家発電設備外電気設備修繕

2 契約相手方 (株)明電エンジニアリング

3 随意契約理由

今回修繕する自家発電設備外電気設備は、所内に電力を供給するための受変電設備と非常時の電源を確保する発電設備であり、舞洲スラッジセンター全設備を安定的に稼働させるため極めて重要な設備である。これらの設備の高い信頼性を維持するため、機能の低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本設備は、(株)明電舎が設計製作及び施工したもので、修繕に当たっては当初の設計に基づき、最も適切な試験、調整を実施するとともに、修繕に伴う当該機器の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行い、自家発電設備外電気設備としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社から本市下水道施設へ納入している電気設備の修繕業務を移管されている(株)明電エンジニアリングのみである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

北区役所非常用発電機スタータ取替修繕

2 契約の相手方

(株)カワサキマシンシステムズ

3 随意契約理由

本修繕は、非常用発電機の始動不良を調査した結果、スタータの故障が原因であることが判明したため、スタータの交換を行い、非常用発電機を正常に始動させるため、修繕を実施するものである。

北区役所庁舎に設置している非常用発電機は、川崎重工業(株)製であり、製造・設置は同社が行ったものであるため、各部品や機器の制御などは同社の専門知識及び独自技術が用いられている。

川崎重工業(株)製の発電機の修繕業務は、グループ会社である(株)カワサキマシンシステムズに委嘱されており、他の事業者では対応できない。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当することから、(株)カワサキマシンシステムズと特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

北区役所総務課（電話番号 06-6313-9941）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市役所本庁舎自動制御設備修繕

2 契約の相手方

アズビル（株）

3 随意契約理由

本修繕は、本庁舎の空気調和機用自動制御設備の修繕を行い、機能回復を図るものである。

本設備は、アズビル（株）が設計製作・施工したものであり、部品交換や試験調整により機器の動作確認、機能保証を行うには機器の性能や構造を熟知した専門の知識と技術が必要である。また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社に修繕を行わせることは不可能であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから本修繕が行えるアズビル（株）を特名とし、随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局行政部総務課庁舎管理グループ（電話番号 06-6208-8197）

随意契約理由書

1 案件名称

庭窪浄水場取送水ポンプ場直流電源装置整備修繕

2 契約の相手方

昭和電工マテリアルズ (株)

3 随意契約理由

本整備修繕は、庭窪浄水場取送水ポンプ場に設置している直流電源装置の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、新神戸電機 (株) が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証を行うには、機器及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本整備修繕を実施することのできる業者は、新神戸電機 (株) から社名変更した昭和電工マテリアルズ (株) のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター (電話番号06-6815-2403)

69

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中心卸売市場東部市場仲卸売場棟エレベーター設備修繕その2

2 契約の相手方

三菱電機ビルテクノサービス(株)

3 随意契約理由

本修繕は、エレベーター設備の定期的な維持保全を行うことにより、安全な運行及び機能の維持を図るものである。また、「仲卸売場棟等エレベーター設備保守委託」の点検結果に基づき、ギヤーオイル・主回路電解コンデンサ・制御盤内バックアップバッテリー・カゴドア連動チェーン・乗場ドア連動チェーン・乗場セフティシュー取付金の取替を行うものである。

本修繕対象のエレベーターは、三菱電機(株)が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

また、当該エレベーターの製造者である三菱電機(株)は、昇降機保守等サービス業務全般及び改修・修繕を同社の系列会社である三菱電機ビルテクノサービス(株)に移管している。

よって、当該エレベーターの構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者である三菱電機ビルテクノサービス(株)と契約締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中心卸売市場東部市場設備担当(電話番号 06-6756-3956)

随意契約理由書

1 案件名称

生野区役所庁舎昇降機設備修繕

2 契約の相手方

日本オーチス・エレベーター（株）

3 随意契約理由

本業務は、昇降機を支障なく安全に使用するために、機能維持に必要な修繕を行うものである。

本設備は、日本オーチス・エレベーター（株）が設計・製作および据付を行ったもので、生野区役所において保守点検業務を担っている。

詳細点検により発覚した消耗品等の交換を行うためには、メーカー独自のノウハウが必要であり、機能維持は製作会社にしかできない。

また、既設の設備と密接不可分の関係にあり、同一施工業者以外の者に施行させた場合、既設の設備の使用に著しい支障が生じるおそれがある。

以上のことから、上記業者と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市生野区役所企画総務課（電話番号 06-6715-9625）

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場スラッジ監視制御設備用無停電電源装置整備修繕

2 契約の相手方

メタウォーター（株）

3 随意契約理由

本整備修繕は、柴島浄水場スラッジ処理棟に設置している監視制御設備用無停電電源装置の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該装置は、富士電機（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が装置固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本修繕を実施することのできる業者は、富士電機（株）より事業継承されたメタウォーター（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）